

## 負担限度額認定について

施設に入所した場合や短期入所（ショートステイ）を利用した場合は、サービス費用の1割～3割（負担割合分）と毎日の食費や居住費、日常生活費（理美容代など）が利用者の自己負担となります。  
 所得が一定以下の方に対しては、居住費と食費への補足給付を行い、負担の軽減を図っています。

### ★手続きの方法と対象の要件

- ・減額の認定を受けるためには、役場に申請していただく必要があります。（対象者には要件があります。）
- ・減額が開始されるのは、申請書を提出した日の属する月の初日からです。（例：4月20日に申請した場合は、4月1日から減額。）

### ★令和3年7月までの居住費・食費の基準標準額（軽減前の額）／日額

| 施設の種類              | 居住費    |      |         |             | 食費     |
|--------------------|--------|------|---------|-------------|--------|
|                    | 従来型個室  | 多床室  | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 |        |
| 介護老人福祉施設・短期入所生活介護  | 1,171円 | 855円 | 2,006円  | 1,668円      | 1,392円 |
| 介護老人保健施設・介護療養型医療施設 | 1,668円 | 377円 | 2,006円  | 1,668円      |        |

※居住費は利用する居室の種類により異なります。

### ★令和3年8月からの居住費・食費の基準標準額（軽減前の額）／日額

| 施設の種類              | 居住費    |      |         |             | 食費     |
|--------------------|--------|------|---------|-------------|--------|
|                    | 従来型個室  | 多床室  | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 |        |
| 介護老人福祉施設・短期入所生活介護  | 1,171円 | 855円 | 2,006円  | 1,668円      | 1,445円 |
| 介護老人保健施設・介護療養型医療施設 | 1,668円 | 377円 | 2,006円  | 1,668円      |        |

※居住費は利用する居室の種類により異なります。

★令和3年7月までの所得が一定以下の方の居住費・食費（軽減後の額）／日額

| 負担段階 | 区分  | 居住費              |      |         |             | 食費   |
|------|---|------------------|------|---------|-------------|------|
|      |   | 従来型個室            | 多床室  | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 |      |
| 第1段階 | ・生活保護受給者の方<br>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員（世帯分離の配偶者を含む）が町民税非課税の方  | 490円<br>(320円)   | 0円   | 820円    | 490円        | 300円 |
| 第2段階 | 世帯全員（世帯分離の配偶者を含む）が町民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方 | 490円<br>(420円)   | 370円 | 820円    | 490円        | 390円 |
| 第3段階 | 世帯全員（世帯分離の配偶者を含む）が町民税非課税で、第2段階に該当しない方                 | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,310円  | 1,310円      | 650円 |

※（ ）の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護をご利用の場合の額です。

★令和3年8月からの所得が一定以下の方の居住費・食費（軽減後の額）／日額

| 負担段階      | 区分   | 居住費              |      |         |             | 食費                 |
|-----------|--|------------------|------|---------|-------------|--------------------|
|           |  | 従来型個室            | 多床室  | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 |                    |
| 第1段階      | ・生活保護受給者の方<br>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方        | 490円<br>(320円)   | 0円   | 820円    | 490円        | 300円               |
| 第2段階      | 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方       | 490円<br>(420円)   | 370円 | 820円    | 490円        | 390円<br>(600円)     |
| 第3段階<br>① | 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,310円  | 1,310円      | 650円<br>(1,000円)   |
| 第3段階<br>② | 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方       | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,310円  | 1,310円      | 1,360円<br>(1,300円) |

※（ ）の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護をご利用の場合の額です。

※食費の（ ）の金額は、短期入所（ショートステイ）をご利用の場合の額です。